『小右記』にみえる錫紵事、 期間と陰陽道の禁忌について

[要旨]

藤原実資が生きた平安時代中期は、安倍晴明ら陰陽師

御衰日・御本命日など天皇自身に関わる陰陽道の禁忌と具注暦

天岡 昌代

が頭角を現した時代である。宮廷行事を執り行う前に、先ずは 被らの勘申に始まり、日程の吉凶が確認されてから、吉日を選 んで行われる。宮廷行事だけでなく、貴族個人の家内の行事や 寺社仏閣の参詣など日常の生活に至るまで、陰陽道は深く浸透 してくる。彼らの占い無くしては生活が立ち行かなくなるほ ど、なくてはならない存在になってくる。 ど、なくてはならない存在になってくる。 ど、なくてはならない存在になってくる。 がられた行事に、陰陽道の禁忌がいかに影響を及ぼすのか、貴 められた行事に、陰陽道の禁忌がいかに影響を及ぼすのか、貴 められた行事に、陰陽道の禁忌がいかに影響を及ぼすのか、貴 められた行事に、陰陽道の禁忌がいかに影響を及ばすのか、貴 して、イレギュラーな事態が発生した時、どのように対応する して、イレギュラーな事態が発生した時、どのように対応する のかを『小右記』に登場する事例をみながら検証する。また、

は の暦注として書き込まれている重復日などの悪日や物忌など、要視して儀式を執り行うのかなど、禁忌の違いによって重要度の違いが見えてくる。また、錫紵期間を決める際には、薨去した人物の政治上の立場と権力者(この時は藤原道長)の意向に 左右される様子もうかがえる。

〔キーワード〕藤原実資・錫紵・陰陽道・前例・重復日

うえで、意義のある研究である

とするこの時代の為政者の陰陽道の禁忌に対する考え方を知る

取り上げられることの少ない錫紵事であるが、

実資をはじめ

はじめに

錫紵とは、 天皇が二等親以上の喪に服す時に着用する喪服の

影響を及ぼしたのか、

その期間を中心に述べる。

今回の小稿では、

天皇の錫紵事に陰陽道の禁忌がどのような

ことである。 『令集解』喪葬令に「錫紵者。錫色紵服耳。 鑞黒

日レ錫。

然則。

黒染淺色耳。」とあり、

黒染めの浅い色の喪服の

日条)とあり、

麻の素服であった

を行った。 事で縫製は縫殿寮が行った。天皇は、この喪服を身につけ儀式

錫紵期間については、 喪葬令に「天皇者太上天皇並同也。 凡

服

って三日間と定められており、 | 錫紵| 幷除 依 喪を発したその日から着服することになっていた。 |儀制令| 三日可」服耳。」 とあり、 |白衣||日限。専可」依||儀制令||者。 「可」有三發喪日」。 期間は、 (中略) 儀制令によ 此日可」服 但日

右記』

の時代は、

ほぼ同日であるが、それより以前の仁明天

薨奏日と着服日の関係であるが、『小

なると服喪期間は一年間となり、

月を日に換算して十三日とな

(『令集解』喪葬令) 尚、

皇

ら同日に行われるようになったという(ユ)。天皇は、この令が

清和天皇の頃は同日ではなく、陽成天皇の頃、

九世紀末か

定める規定を守り錫紵を着し、除すことになる

天皇の実父・実母にあたる一等親が死去した場合の素服の期間 今回の小稿では論じないが、今後の研究の対象となるので、

もあげておいた。この時、どのような素服を着用したのか、 **紵とどのような違いがあるのかは、三条天皇が、父の冷泉天皇** 錫

が亡くなったときに着用したものが『権記』に記されている。

|主上此夜服||穣麻||御倚盧云々、」(『権記』 寛弘八年十一月十六

く喪葬令に「凡服紀者。為;|君父母及夫本主; 一年。祖父母。 天皇の父母の場合の期間は十三日間と定められており、 同じ

夫之父母。嫡子。三月。高祖父母。舅。 父母。五月。曾祖父母。外祖父母。伯叔父姑。妻。兄弟姉妹。 姨。 嫡母。 継母。 継父

妹。 同居。異父兄弟姉妹。 「為「清父母及夫本主「一年。」 と、あるように実父、実母が亡く 兄弟子。七日。」(『令集解』喪葬令)とあり、 衆子。嫡孫。 一月。 衆孫。 このうちの 従父兄弟姉

並皆計」日也。」「一年服者。 る。「一年謂。以二十三月 | 為 」 限。不 」 計 以二十三月 為、限。 |潤月|。其五月以下。 五月以下計」日

先宜。」(『令集解』喪葬令)一年は、閏年を含まず十三ヶ月と

運用が始まったのは淳和天皇・仁明天皇・文徳天皇からとされし、さらに日に換算して十三日とするのである。この十三日間

論によるものか(3)、それとも早い時期から陰陽道の禁忌を避く、十四日間や十五日間というものもあり、諸道の博士達の議ている(2)。素服期間においても、通常の十三日間ばかりでな

かを決めるために、藤原行成が藤原順子、正子内親王、藤原温昌子内親王が崩御した際に、一条天皇の錫紵を如何に行うの

けるための延長が行われていたのか検証する必要がある

子など過去の皇太后が対象者になった場合の事例を引いてい

れてきたことがわかる。『権記』には「闘闘文、朝議定、心喪五原順子を対象とした清和天皇の錫紵事が慣例となって引き継がる。このうち、最も古い貞観十三年九月二十八日に崩御した藤

延喜七年六月八日に崩御した藤原温子の場合も、当時の紀伝・道の博士の協議によって三日間の着服が定められた。ついで、

制」服三日、」(『権記』長保元年十二月五日条)とあり、

諸

月

明経・明法等博士たちに対する勘申が行われ、決着がつかない

た。天皇の一等親には当たらない、皇太后が崩御した場合の錫同日条)と、順子の前例に従うべきだと主張し、三日間としなか藤原菅根が「准…諸儒勘文」、可ュ有ュ三日御服:、」(『権記』

紵期間は、こうした前例をもとに慣例化した。

天皇の錫紵期間と素服期間

(天皇の父母) について

天皇の錫約事については、古記録に多く記載があり、ここに 大皇の錫約事については、古記録に多く記載があり、ここに 大皇の錫約事について詳しく検証する。ここに書きだした人物の 別した事例について詳しく検証する。これらの史料からその期間を整 のした事例について詳しく検証する。ここに書きだした人物の 条件は、記事に素服または錫約と記されていること、着除の月 条件は、記事に素服または錫約と記されていること、着除の月 条件は、記事に素服または錫約と記されていること、着除の月 のした事例について詳しく検証する。ここに書きだした人物の のした事例について詳しく検証する。このはまにましていること、著除の目

・三日間(規定通り)

錫紵期間

錫紵を着した天皇と故人との関係と等親である

後一条天皇(後朱雀天皇・実兄・二等親)『左経記』

源兼子(円融天皇・祖母・二等親)『親信卿記

楽子内親王・盛子内親王(一条天皇・叔母・二等親)

七七

藤原定子(一条天皇・皇后) 『権記』『日本紀略』

藤原兼家(一条天皇・外祖父・二等親)『小右記』『小記目 永平親王(一条天皇・叔父・二等親)

紵を除く。

雅子内親王

(村上天皇・姉・二等親)

[西宮記]

※復日に錫

·四日間 (一日延長)

録』『本朝世紀 保明親王 (醍醐天皇・嫡子・一等親) 『西宮記』 『日本紀略

源自明 (村上天皇・兄・二等親) 『九暦』 『日本紀略

源惟時 (醍醐天皇・不明) 『西宮記』

藤原安子 (村上天皇・中宮) 『西宮記』『北山抄

宮記 藤原順子 (清和天皇·祖母·二等親)『権記』『中右記』『西

『扶桑略記』 『西宮記』 藤原温子 (醍醐天皇・養母・一等親) 『権記』『日本紀略

康子内親王(村上天皇・姉・二等親) 『九暦』『日本紀略

本紀略』※御衰日に錫紵を除く。 式明親王 (村上天皇・兄・二等親) 『小右記』『西宮記』『日

『日本紀略』※重日に錫紵を除く。 均子内親王 (醍醐天皇・妹・二等親) 『小右記』 『貞信公記

紵を除く。

敦康親王

(後一条天皇・兄・二等親)『小右記』※重日に錫 素服期間(天皇の父母)

尊子内親王 (花山天皇・姉・二等親)

勤子内親王 (朱雀天皇·姉·二等親) 『小右記』 『日本紀略· 『小右記

重明親王 (村上天皇・兄・二等親) 『小右記』 『扶桑略記

藤原道長 (後一条天皇·外祖父·二等親) 『小右記

宇多天皇(朱雀天皇・祖父・二等親)『日本紀略』『貞信公記

一代要記

「本朝世紀

藤原媓子(円融天皇・中宮)『小記目録』『日本紀略

抄』『扶桑略記』『西宮記』

·二日間 (一日短縮)

昭平親王(三条天皇・叔父・二等親)『小右記』『西宮記

記』「権記 昌子内親王(一条天皇・天皇の二親等とはみなさず)『小右 ・錫紵の期間を設けなかった

仁明天皇 (文徳天皇・実父・一等親) 『日本紀略

文徳天皇 (清和天皇・実父・一等親) 『日本紀略』『日本文徳

天皇実録

本紀略 藤原穏子 (村上天皇・実母・一等親)『九暦』『西宮記』『日

村上天皇 (冷泉天皇・実父・一等親) 『日本紀略』『本朝世

紀

円融天皇(一条天皇・実父・一等親)『小記目録』『日本紀

略

藤原詮子(一条天皇・実母・一等親) 『権記』 『小記目録』

『日本紀略』 ※『日本紀略』では錫紵と記載されている

十四日間

光孝天皇 (宇多天皇・実父・一等親) 『日本紀略

・十五日間

淳和天皇

(仁明天皇・叔父、父に擬す。一等親)

『日本紀略

堂関白記』『日本紀略 冷泉天皇 (三条天皇・実父・一等親) 『小右記』 『権記』

一御

陰陽道の禁忌の影響

が、陰陽道の禁忌であることが『小右記』や『権記』からうか 神今食、相撲節会などの宮中の年中行事との日程調整でも影響 をうける例もあるが、当時の為政者たちが最も気を使ったの 影響を及ぼしたのかを論じる。錫紵事は、 陰陽道の禁忌のほか

今回の小稿では、天皇の錫紵事に陰陽道の禁忌がどのような

『小右記』を読むと「引見…暦』(『小右記』長和二年二月二

注として書き込まれている悪日や物忌などのことを指す

がえる。ここで言う陰陽道の禁忌とは、日記を記す具註暦に暦

ど)とあり、朝廷の儀式や年中行事はもとより、家の行事、寺 十六日条、寛仁二年四月九日条、長元五年十一月二十九日条な

への参詣など外出に至るまで、必ず暦を見て、暦注の吉凶を確

かる。そして、守るべきものであったことがわかる。また、こ 常生活を営む上で欠かすことのできないものであったことがわ 認してから行動に移っており、平安貴族にとって暦の暦注は日

七九

取り仕切ることができなかったということもわかる。『小右記 れらの陰陽道の禁忌に対する知識を有していないと宮中行事を

み、新しい知識を蓄え、前例を引くための記録を収集し、自身る。彼らは対応能力を磨くために、陰陽家と交わり、書物を読目程の変更などに瞬時に対応する能力を持っていたことがわかい。権記』の記述によると、彼らが細心の注意を払いながら陰や『権記』の記述によると、彼らが細心の注意を払いながら陰

の経験を後世に伝えるために自らも記録し、それが『小右記

『権記』というかたちで伝えられた

されたり、縮められたり、禁忌とされる日に着除が行われたりしても延期や期間の延長などイレギュラーな事態が発生してししても延期や期間の延長などイレギュラーな事態が発生してしいても延期や期間の延長などイレギュラーな事態が発生してした。

い史料である

原行成の『権記』に詳しく記載があるが、陰陽道の禁忌に触れた、昌子内親王、藤原定子、藤原詮子、冷泉天皇については藤しく記されていたのが、藤原実資の『小右記』であった。まちがとった対応策を検証する。対象となる事例を見つけるため

①規定通リの三日間で終了した場合

する事例を取り上げ、

陰陽道の禁忌が及ぼした影響と為政者た

じることにした。が『小右記』であったため、藤原実資の『小右記』を中心に論が『小右記』であったため、藤原実資の『小右記』を中心に論

『小右記』に見える錫紵事

の儀式運営、貴族の日常生活を知るうえで欠かすことのできなまで五十年余りにわたって書き記した日記である。当時の朝廷ばれ、後に右大臣に昇る藤原実資が、円融天皇から後朱雀天皇ばれ、後に右大臣に昇る藤原実資

「小右記」に見えるのは、永平親王、尊子内親王、資子内親王 (錫紵を除く記事がなく、対象とせず)、藤原道長、昭平親王、敦康親王、そして道長の葬送事の記事の中で事例として取正らいずれも天皇の二等親にあたる人々である。これらの人の王らいずれも天皇の二等親にあたる人々である。これらの人の王らいずれも天皇の二等親にあたる人々である。これらの人の正のがである。年代順ではなく、以下の例示別に分類する。

表一 『小右記』に見える天皇の錫紵事の表。

藤原道長	(式部卿親王)	昭平親王	永平親王	尊子内親王	式明 親王	重明親王	勤子内親王	均子内親王	対象者
後 一 条	後一条	三条	_ 条	花山	村上	村上	朱雀	醍醐	天皇
万寿四年十二月四日	寛仁二年十二月十七日	長和二年六月二十八日	永延二年十月十三日	寛和元年五月二日	康保三年十二月十七日	天暦八年九月十四日	天慶元年十一月五日		死去
万寿四年十二月七日	寛仁二年十二月二十七日	長和二年七月十七日	永延二年十一月二十三日	寛和元年五月二十七日	康保三年十二月二十二日	天曆八年九月二十日	天慶元年十一月九日	延喜十年二月二十五日	薨奏・着す日
- 〇二七	- - - 八	_ 0 _ =	九 八 八	九 八 四	九六六	九 五 二	九 三 八	九 一 〇	西暦
万寿四年十二月十日	寛仁二年十二月二十九日	長和二年七月十八日	永延二年十一月二十五日	寛和元年六月一日寅初刻	康保三年十二月二十四日	天暦八年九月二十三日	天慶元年十一月十二日	延喜十年二月二十七日	除く日
日間	日間	日間	三日間	日間	日間	田田間	日間	三日間	期間
小右記	小 右記	小右記	小 右記	小右記	小 右 記	小 右記	小 右記	小 右記	出典
九日が重日のため延長	重日に除いた例	日を縮めて除いた例		二十九日が復日であったため延長	十二月二十四日の御衰日に除く	九月二十二日が重日のため延長	十一日が御衰日のため延長	重日に除いた例	理由

長した場合。

②陰陽道の禁忌や年中行事の日程などと重なり、錫紵期間を延

③同じ理由で短縮した場合。

④陰陽道の禁忌の日を何らかの事情で選択した場合。

①錫紵の期間三日間、 通常通り行われた場合。

永平親王の例。

・出自と概略 村上天皇の第八皇子、四品兵部卿。母は、左大

・『小右記』の記載
永延二年十一月十九日、二十三日。

臣藤原師尹女芳子。

・対象天皇 一条天皇。二親等にあたる。

· 薨去 永延二年十月十三日。

· 薨奏日と着服日

永延二年十一月二十三日。同日。

・除いた日 不詳。

永平親王の錫紵の経過 実資の立場 正四位下。 左中将、 中宮権大夫、 蔵人頭

十月十三日、丙寅。薨去

十一月二十三日、丙午。薨奏。 戌一点、錫紵を着す。

十一月二十五日、戊申。九坎。錫紵を除く。錫紵期間終了。 親王の薨奏と錫紵については、「来廿三日不」當「御衰日・御

有、薨奏、之由、」(十一月十九日条)と、一条天皇の御襄日・御 本命日・院御衰日・太后御衰日・摂政衰日、仍彼廿三日可』

家の衰日に当たらないということで、二十三日に薨奏と錫紵を 本命日・円融院の御衰日・太后藤原詮子の御衰日・摂政藤原兼

着けることが決定された。 永平親王の葬送事は、「依「御物忌「以」詞奏聞、奏文留候、」

(同二十三日条) と、二十三日の薨奏は天皇の物忌であったの

で、奏文ではなく口頭で奏上された。その後、衰日など陰陽道

の禁忌に触れる日がなかったことから、

服喪は期間通り、三日

間で終了している。 この日の記事により、薨奏は、天皇本人、その父母 (円融院

あたらなければ実施してもいいという考え方である。最も運気

と詮子)、外祖父・一上(兼家)

の衰日と天皇の本命日にさえ

う。

が弱るとされる陰陽道の禁忌である衰日と本命日は回避される

対象であった。 薨奏の日から三日間が錫紵の期間にあたるが、当日の二十三

縫錫紵 及着御又除御等時剋」、」と、再び慶滋保遠を蔵人所に

日条の記事によると、「今朝召」保遠於蔵人所」、令」擇上申裁コ

内蔵寮絹、度□縫殿□中點、 呼び、錫紵を裁縫する時刻と着脱の時刻を選ばせている。「召 令:裁染:、戌一點着御之、」(同二十

三日条)によると、縫殿寮に製作を申し付けるのは申の一点 (午後三時頃)、錫紵を着すのが戌の一点 (午後七時頃) であ

る。除す時間の記載はなく、「従二今日二二个日一不二音奏一、」

『小右記』に脱した日と時間の記事はないが、 (同二十三日条)と、三日間音を奏せずとしている。この後、 問題が発生した

という記事も見当たらないので、規定通り三日間行われ、十一

の指摘もなく、実資も言及していないので、九坎、即ち坎日は は、十一月二十五日は戊申で九坎(4)にあたるが、陰陽家たち 月二十五日に期間を終えていると想定する。ただ、気になるの

錫紵を除く行為に影響しないという判断がなされたのであろ

月による延長 ②錫紵の期間四日間。 陰陽道の禁忌である復日と忌火御膳、 斎

尊子内親王の例

出自と概略 『小右記』の記載 冷泉院二宮。二品。円融天皇女御。花山天皇の 寛和元年五月二十七日、二十九日

同母姉

薨去 寛和元年五月二日

対象天皇

花山天皇。二親等にあたる。

・薨奏日と着した日 寛和元年五月二十七日

・除いた日 寛和元年五月二十九日半夜(翌日に日が変わる直

前。

延長理由

三日目にあたる五月二十九日が復日に当たるた

実資の立場 従四位上。 中将、 中宮亮、蔵人頭

尊子内親王の錫紵経過

五月二日、丙午。薨去

五月二十七日、辛未。薨奏。錫紵を着す。

五月二十八日、

壬申

五月二十九日、癸酉。 復日。本来の錫紵期間終了日。

を除く。

・六月一日、

甲戌。

忌火御膳。寅の初刻

(午前三時頃)

に錫紵

薨去から二十五日も経過して薨奏が行われていることに対し たことを知り、今まで延引されていたことを疑問視している。

実資は、寛和元年五月二十七日に尊子内親王の薨奏が行われ

この日に「今日可」令」除二錫紵一給、 『小右記』寛和元年五月二十九日、薨奏から三日目にあたる 晴明勘¬申戌時」、又追申

て、期間が長すぎるのではないかとみている。

く当日になって、今日は復日で陰陽道の禁忌にあたりますか 条)と、陰陽家の安倍晴明が錫紵事を勘申してきた。錫紵を除 送云、今日復日也、明日卯時冝欤、」(寛和元年五月二十九日

いのであるが、反対に凶事を行えば凶が重なるという日であ 下段に記される暦注で、この日に吉事を行うと吉が重なって良 方がよろしいですと言ってきたのである。復日とは、具注暦の

ら、今日はやめて、明日の卯の時、午前五時から七時に除いた

れた。『西宮記』巻十二凶事に「御本命日及朔日重復日不」可 -|凶事||」とあり、避けるべき日としている。 晴明は、これを

る(5)。当然、凶事である錫紵を行うにはよろしくない日とさ

理由に次の日に延期することが望ましいと申し出たのである。 申

に除くのがいいと勘

すなわち、

Н

何、一 合わないので、半夜に除すしか方法がないと結論を出しかけた にあったが、今回はすでに斎月に及んでいるため、この例には 除如何、」 **紵期間を過ぎた例があると報告してきた。調べてみると確かに** 月になるのである。 ない、 突然言われた実資をはじめとする蔵人所の役人たちは大変であ それならば、 しまうのはいかがなものかと慌てるところに蔵人の藤原宣孝が 日であり、 九日は復日だとわかっているはずである。 在一延喜九年、 「延喜間過…日數 | 有| 天皇をはじめ大臣たち、 (同日条) (同日条) しかも困ったことに 「明日是供, 忌火御膳, 、又斎月 当日になってから変更を伝えてくるのは疑問である。 (同日条) 月であった。「及 錫紵の期間を設定した際には、すでに暦注で二十 Ł 明日に及ぶのはいかがなものか、 而不」合言此例言、 仏事である錫紵を行うのが容易にできない 明日は、 |被、除之例||(同日条)と、延喜年間に錫 宣孝が示した通り、 六月一日で忌火御膳を供す日、 担当の役所にも伝えなければなら |明日|如何、 既及二斎月一、若以二半夜 しかし、その時は見 又被」過 その例は延喜九年 日数を過ぎて 日數 令 斎 加 也 豊富な情報の収集、今でいうデータベースの蓄積につながった 忌の発生に備えて、 変わる瞬時を狙って錫紵が除された のがいいと言ってきた。これは、何とも綱渡り的な折衷案で、 付が変わる瞬時に、五月二十九日と六月一日の合間で執り行う 申した。この頃の一日の終わりは寅の刻である。 との必要性が問われた事例であった。この時の経験が、 である。蔵人所の役人にとって、 延長されても、 禁忌にあたる復日は避けること、 陰陽道的な答えでもなく、 日条)と、 尊子内親王の事例での結論は、 明日の寅の初刻 いつでも前例を出せるように備えておくこ 暦についての多少の知識がある人間 (午前三時頃)

はないが、晴明が示したこの方法しか他に手段がなく、 なら誰でも考えつきそうな答えであった。「猶不」甘心」之事 (同日条)と、実資が納得いかないのも無理はない。 日付が 無理

ことである。しかし、それには陰陽家の意見が反映されること 前例を示せば問題なく儀式が執り行えるという 錫紵を除すにあたり陰陽道の 急な日程の変更、 避けることで期間が四日間に 陰陽道の禁

正

|確な日時を問うことになる。

晴明は、

「明日寅初剋冝欤」

のであるが、

花山天皇の命で再度、安倍晴明を呼び、

もう一度

のではないだろうか。

実資の

死去した時である。 この実資の豊富な知識が大いに発揮されたのが、 最高権力者の死に際して、頼通を中心に朝 藤原道長が 実資の立場 正位。 右大臣、 右大将、

薨奏に関わる儀式の順序のことや、使用する衣服のこと、年末 廷内が俄かに慌ただしくなってくる。それぞれの担当者から、

延期の指示を仰いでくる。 から正月にかけての儀式や年中行事の取り扱いについて停止や この中で、 後一条天皇の錫紵は如何

②藤原道長の例。 道長の場合も錫紵の期間が、 四日間に及んだ のか検証してみる

に行われたのであろうか、

実資の指示はどのようなものだった

事例である

『小右記』の記載 萬壽四年十二月五日、 六日、七日、

出自と概略 藤原兼家の五男。 前摂政、 太政大臣

対象天皇

後一条天皇。

外祖父にあたり二親等

入滅日 萬壽四年十二月四日

薨奏日と着した日 萬壽四年十二月七日

時)。 除いた日 萬壽四年十二月十日 卵の時 (午前五時から七

延長の理由 三日目にあたる十二月九日が重日だったため

皇太弟傳

昨夜に道長が亡くなり、子の刻 入棺し、七日に葬送があると伝えてくる。六日になって、 『小右記』萬壽四年十二月五日の記事によると、宮道式光が、 (午後十一時から午前一時)に 天皇

の薨奏と錫紵について頭中将源顕基が指示を仰いできた。 藤原頼通の問に対して、実資は 」有「|薨奏・御錫紵・警固・ヾ關等事「欤、」(六日条) 「明日可」行言葬送事」、 ٤ 同日 七日 関白 可

給之日當…重日、 行うべきだが、七日に錫紵を着す場合、 尋:前跡;可,被,行欤、 「明日服着、 可」被」縮 錫紵令」除 |日數| 欤、

に葬送事を行うならば、同じ日に薨奏・錫紵・警固・固關等を

將可」被」延欤、」(同日条)と、錫紵を除く日が重日に当たって しまうので、前例を調べて行うよう、また七日に錫紵を行った

十日

場合は、

重日を避けるために日数を縮めるのか、そうでは

道長の錫紵の経過

延ばすべきであると返答した。

十二月七日、 癸酉。 薨奏・錫紵着・警固・固關を行う。

十二月八日、 甲戌

十二月九日、 十二月十日、

丙子。 乙亥。

帰忌 重日

錫紵四日目 錫紵三日目。

錫紵を除す。

本来の期間終了日。

この日程では、 本来の期間終了日は重日にあたり、 翌日なら

禁忌にあたらないので、 いう考え方である。 頼通は、 「明日可」被」行 期間を四日間に延長して行えばいいと |警固・《關事」、 御錫紵日數不」満

限日 事頗可」輕欤、 先行 固關事、 又擇 |吉日| 薨奏、 警固

欤、」(六日条)と、 々關等同日被」行如何、 薨奏、 又廢朝日數有上過 警固・固關等は、 吉日を選んで同じ |御錫紵日數||之例

という日数に拘らず、 日に行わなければならないが、 廃朝の日数が錫紵の日数を過ぎる例があ 錫紵の期間については、三日間

例一、 るのかと尋ねてきた。実資は、「仰二大外記賴隆」令」勘一申」前 以、其勘文、明旦令、見、下官、、」と、大外記清原賴隆に対

して、 ないが、 場合は、 命じている。 前例を調べて勘文をつくり、それを自分に見せるように 三日間という期間に拘ることなく、延長してもかまわ 但し、 錫紵の期間に、重日などの陰陽道の禁忌が入った 延長するには前例をあげて説明しなければなら

七日条に記載 清原賴隆が勘文であげて、 実資に示した前例。 萬壽四年十二月

ないと言っているのである。

②錫紵の期間四 日間の事例

勤子内親王の例

原師輔室。 ・出自と概略 醍醐天皇第五皇女。 四品。 母は更衣源周子。 藤

・薨去 ・対象天皇 天慶元年十一月五日 朱雀天皇。天皇の姉にあたり、

薨奏日と着した日 天慶元年十一月九日

・除いた日

天慶元年十一月十二日

に当たったため延長 ・延長理由 三日目にあたる十一月十一日が朱雀天皇の御衰日

朱雀天皇の錫紵の経過

・十一月十日、 ・十一月九日、壬子。薨奏。錫紵を着す。 癸丑

衰日。 · 十一月十一日、甲寅。三日目。 本来の終了日 朱雀天皇の御

· 十一月十二日、乙卯。

四日目。

錫紵を除す。

朱雀天皇は、延長元年七月二十四日生まれ、この年数え年で

十六歳。この年の行年衰日は、 寅と申の日(6)。 三日目の十一

日は甲寅の日で天皇の衰日に当たったため、

一日延長して四日

間となった。

②重明親王の例。 四日間

昇女。吏部王。 ・出自と概略 醍醐天皇第四皇子。三品。式部卿。母は更衣源

・対象天皇
村上天皇。天皇の兄にあたり、二親等にあたる。

薨去 天曆八年九月十四日

・薨奏日と着した日 天暦八年九月二十日

・除いた日 天曆八年九月二十三日

三日目にあたる九月二十二日が重日に当たったた

・延長理由

め延長。

村上天皇錫紵の経過

・九月二十日、辛卯。薨奏。錫紵を着す。

九月二十一日、壬辰。

九月二十二日、癸巳。三日目。 重日。 本来の終了日。

・九月二十三日、甲午。四日目。錫紵を除す。

④錫紵の期間 二日間。 御衰日に除いた事例

式明親王の例

子。

・出自と概略

醍醐天皇第六皇子。三品。

中務卿。

母は源和

・対象天皇 村上天皇。天皇の兄にあたり、二親等にあたる。

· 薨去 康保三年十二月十七日

・薨奏日と着した日 康保三年十二月二十二日

・除いた日 康保三年十二月二十四日

・御衰日に除いた理由 実資の説明によると「避」復日 給也

(『小右記』 萬壽四年十二月七日条) 復日にあたったが、規定通

り三日間で終了した。

村上天皇錫紵の経過

・十二月二十二日、壬午。 薨送。錫紵を着す。

·十二月二十三日、癸未。

·十二月二十四日、 甲申。 御衰日。 錫紵を除く。規定通り三日

員。

· 十二月二十五日、 乙酉

·十二月二十六日、丙戌。本命日

村上天皇は、延長四年六月二日生まれで、この年数え年で四

十四日は衰日にあたる。先に述べた通り、凶事を行ってはいけ 十一歳。この年の行年衰日は、寅と申の日。 従って、十二月二

ではなく、 ない日とされる。 実資が言っている「復日を避ける」でもない。 翌日の二十五日は、 調べる限り陰陽道の禁忌 一 日 醍醐天皇錫紵の日程 皇の衰日に当たってしまうから。

か、今のところわからない。『西宮記』巻十二「天皇錫紵儀」く必要はない。なぜ、延長されず衰日に除くことになったの延長して二十五日行えば、いけないとされる衰日にわざわざ除

皇の本命日にあたり、最も凶事をしてはいけないとする日なのしている。物忌の期間中だったのである。更に、二十六日は天

で、

複雑に禁忌が重なってしまったのであろう。

物忌、

出

|御簾||外着給、||とあり、ここでも復日に除いたと

に

「康保三、式明親王薨日不」量、

知

除日一復日除給、

雖

御

均子内親王の例。 ④錫紵の期間三日間。重日に除いた事例

・出自と概略 宇多天皇女。母は藤原温子。敦慶親王妃。

る。・対象天皇 醍醐天皇。天皇の異母妹にあたり、二親等にあた

忌

・薨奏日と着した日 延喜十年二月二十五日

・重日に除いた理由 一日延長して四日間とした場合、・除いた日 延喜十年二月二十七日。重日。

醍醐天

・二月二十五日、乙酉。薨奏。錫紵を着す。

·二月二十六日

丙戌

・二月二十七日、丁亥。三日目。重日。錫紵を除す。規定通り

三日目。

·二月二十八日、戊子。御衰日。

十六歳。この年の行年衰日は、子の日と午の日。期間を一日延醍醐天皇は、元慶九年一月十八日生まれで、この年数え年二

日であっても現定通り三日間で余したのであろう。重日か衰日長して四日間にすると、醍醐天皇の衰日に当たってしまい、重

かの選択の場合、この時は、天皇の衰日の方を重く見て重日に日であっても規定通り三日間で除したのであろう。重日か衰日

除いたのである。

「可」被」行」之、」(萬壽四年十二月七日条)と、衰日と重日実資は、「御衰日・重日例不」宜、 前太政大臣御事能避; 事

けて行うべきであると述べている。「前太政大臣者雖」臣下」外に除く例はよろしくないとして、道長の葬送行事は、事忌を避

祖父也、」(萬壽四年十二月六日条)と、天皇の外祖父にあたる

而未,,尋出,、抑日數減例与延行例只可,,在,,御定,,者也、] (十二 と行うべきであると言っている。「日限不」満之例側所」覺也. 人物なのだから、

前例に基づいて、

後世に恥じぬようきっちり

月七日条)三日の期間を満たさずして終了した例、日数を減ら

した例と延ばして行った例はあるはずだと、ことの大概を賴降

に伝えている。

連の道長の葬送事は、 実資の助言に基づいて「今日薨奏・

服御錫紵事・警固・《關可」行也、

錫紵四个日除給有

一両度

く。

例一、尤佳事也、依二彼等例」及 ||四个日|除給也」(同日条) ٤

いことだと綴っている。 明親王の例を前例として四日間で除くことに決定した。最も良 錫紵の期間を一日延長して四日間で除いた勤子内親王の例と重

④錫紵の期間 二日間。 重日に除いた事例

敦康親王

(式部卿親王) の例

『小右記』の記載 寛仁二年十二月二十六日、二十七日 一条天皇の第一皇子。母は藤原定子

出自と概略

薨去 対象天皇 寬仁二年十二月十七日 後一条天皇。 天皇の異母兄で二親等にあたる。

> ・薨奏日と着した日 ・除いた日 寛仁二年十二月二十九日の夜半。 寬仁二年十二月二十七日

・実資の立場 正二位。大納言、右大将

· 十二月十七日、乙巳。薨去

後一条天皇の錫紵経過

・十二月二十七日、乙卯。薨奏。亥の時

錫紵を着す。

· 十二月二十九日、 ·十二月二十八日、 丁巳。 丙辰。 御衰日 錫紵期間、 三日目。 重日。 夜半に除

·十二月三十日、戊午。復日

『小右記』 十二月二十七日条で「今夜可」着

・正月一日、己未。

御衰日。

可

除給之一日上、

廿九日重日、

明日坎日、」と、あるように凶

御錫紵、

無

日ばかりが並び、「無上可二除給」之日上、」と、錫紵を着した日

難しい中で、吉平は、「吉平申云、重日有」例、 以外に除く日がないという厳しい日程である。 た陰陽家は安倍吉平であった。どの日に除けばいいのか判断が この時、 三康年保 坎日猶可: 担当し

忌避御、 但今日着御日内除御冝欤、」(二十七日条) と 康保

三年に重日に除いた例があるとして、坎日に除くことは忌避す

八九

している。ただ、着した当日に除すことが最善であるとも進言

衰日にあたる。後一条天皇は、寛弘五年生まれで、この年数え九坎という。しかし、二十八日は九坎ではなく、後一条天皇の坎日(?)とは、出行を忌む暦注で百事を挙げるのに凶とする、した。

こらないと判断したのである。延長して四日間にしても、三十る。衰日と重日では、除いた前例のある重日の方が、事故が起ており、除くことを避けなければならないと主張したのであ

が言った坎日とは、九坎を指すのではなく、天皇の衰日を指しの日、まさに凶事を最も避けなければならない日である。吉平年で十一歳、行年衰日は辰の日と戌の日である。二十八日は辰

昭平親王の例を見てみる。

局のところ、吉平の意見に従い、規定通り三日目の二十九日に日は復日で、この日も凶事は行えない、しかも晦日である。結

うが、親王の場合は重日ではなく、村上天皇の衰日に除いていは、萬壽四年の道長の時にも引用された式明親王の事例であるは、萬寺四年の道長の時にも引用された式明親王の事例であるは、萬寺四年の道長の時にも引用された式明親王の場とで、 (本:) 重日であるため夜半に錫紵を「主上去廿七日着:) 御錫紵!、今夜、半除給云、、依:] 重日 | 用:

言う通り、着した当日に除けば、わざわざ禁忌の日に除く必要軟に対応するが、短縮することには非常に慎重である。吉平のる。実資は、錫紵の期間について延長することに対しては、柔

ない理由がどこにあるのか、期間を短縮した唯一の事例であるがないのにも関わらず、重日の日を選択している。短縮したく

昭平親王の例。 ③錫紵の期間二日間。期間を縮めて行った事例

・『小右記』の記載 長和二年七月六日、十六日、十七日、十

八日。

・出自と概略

村上天皇第五皇子。母は更衣藤原正妃

・対象天皇 三条天皇。天皇の叔父で二親等にあたる

薨去 長和二年六月二十八日

・薨奏日と着した日 長和二年七月十七日

除いた日 長和二年七月十八日

・実資の立場 正二位。大納言、右大将

三条天皇の錫紵経過

・七月十七日、丁未。薨奏。戌の剋、錫紵を着す。

・七月十八日、戊申。錫紵を除す。道長の衰日

·七月十九日、己酉。御衰日;

・七月二十日、庚戌。復日。相撲召仰

昭平親王の薨奏・錫紵までの流れ。

者、音楽事難に次、「こ、場守を着す日と甍奏の日が司日でま一上御忌「歟、薨奏延及」相撲之期」、若過「相撲」之後有「件奏」「令」着「錫紵」給之日・薨奏之日不」同日例侍乎、薨奏事可」避」『小右記』長和二年七月六日条によると。頭弁藤原朝経が

まう、相撲が済んでから薨奏を行えば音楽事を行うのは難しいきであろうか、また、薨奏事が伸びれば相撲の時期に及んでしきであろうか、また、薨奏事が伸びれば相撲の時期に及んでしる。」と、錫紵を着す日と薨奏の日が同日では

について。 ・錫紵を着す日と薨奏の日が同日ではない例はないかという問 る。

これに対して実資の答えは

その一連の葬送行事が年中行事の相撲節と被ってくるのであのかなどを尋ねてきた。六月二十八日に昭平親王が亡くなり、

今までの錫紵の事例を検討しても、別の日に行ったという事例

・相撲召合と音楽の事の問について。

はない。

「不」能

|尋得|| (七月六日条)

と、その例は見つけられない。

り相撲召合は中止となった。しかし、天慶六年七月二十七日にとなった。源是恒の例は、「御傍親」(長和二年七月六日条)よ

の皇子で醍醐天皇には伯父、二親等にあたるため錫紵の対象者

からである。元良親王は、陽成天皇の皇子で、朱雀天皇の二親もあった。それは、元良親王が朱雀天皇の御傍親ではなかった薨去した元良親王の場合は、相撲召合の当日で、しかも音楽事

等には当たらない、錫紵も対象外でる。故に、

相撲召合も行わ

仰ぐべきである。と、回答した。しかし、道長は、この時この親(天皇の叔父で二親等)であるので、左大臣の道長の判断をれ、音楽事もあった。しかし、今回の昭平親王の場合は、御傍れ、音楽事もあった。しかし、今回の昭平親王の場合は、御傍

重なり、そちらの方に気持ちが傾いていたからかもしれない。件について、なかなか判断を下さなかった。娘の妍子の出産と

九一

薨奏は左大臣藤原道長の衰日を除いて行うべきかという問に

対して

「薨奏之日尤可」避」:當時一上忌日」欤、」(同六日条)と、一上

(道長)の忌日は避けるべきであろうと回答した。永延二年十 一月十九日の永平親王薨去の際は、当時の一上、藤原兼家の衰

昭平親王の場合は、

日は避けて行われている。

相撲節が迫ってきている状況で、尚且つ

道長の衰日、三条天皇の衰日もあって、まさに「一定大略無

があるべきだというのが実資の考えであった。 十六日、実資は道長に会い、昭平親王の薨奏と相撲節の日程

いう状態であったが、昭平親王の薨奏が終わってから相撲召合 冝日,、」(同六日条)と、錫紵を除くための適当な日がないと

有一薨奏一者、 について確認する。「薨奏以前今日可」有二相撲召仰」、明日可」 是内、議定欤、」(『小右記』長和二年七月十六日

条)と、十六日に召仰を行い、十七日に薨奏を行うという日程

が内々で決められているとう話を確認するためである。この日

程は、 召仰一可」宜欤、」 長に対して、「明日薨奏後御錫紵除給了、雖」迫二相撲期一、有 相撲の期間に迫っていても、その後に召仰があるのがよい 実資が考える最善の日程とは大きく異なる。実資は、道 (同十六日条)と、 明日の薨奏の後に錫紵を除

き

でしょうと、「薨以前有二召仰」、 不快之事也、」 (同十六日条)

着||御錫紵|、、、除却後、 と提案した。道長も実資の意図を汲んでおり、「明日薨奏、 と、薨奏の前に召仰があるのは、 廿日有:,召仰:、尤上計也、」(同 よろしくない、不快なことだ

同 +

六日条)と、回答した。十七日に薨奏を行い、錫紵を着し、

衰日に錫紵を除かなければならないことになる。十八日に設定 すれば、前例がない一日短縮の二日間になってしまう。召仰を る。二十日に召仰を行うならば、 日程では、十八日は道長の衰日、 した後、二十日に召仰を行うというものである。しかし、この 十九日は三条天皇の衰日であ 十八日か十九日のどちらかの

ば、三条天皇と道長の衰日を避けることができて、 復日ではあるが二十日に錫紵を除すことができる。そうすれ の日を遅らせれば、薨奏の後、 もう少し後に遅らせるつもりでいたのではないだろうか。 測していなかったようである。おそらく、実資は、 行うことは承知しているが、二十日に設定することを実資は予 錫紵の期間を一日延長すれば、 前例のある 召仰の日を 召仰

られると想定していたと思われる。しかし、 を察することなく、 いきなり二十日に召仰を行うと決定した。 道長は実資の思惑

四日間で錫紵期間を終えることができる。無事に相撲節が迎え

ず二日間延長の前例をつくるか、道長の衰日を無視して一日短 衰日、二十日は復日と、一日延長しただけでは禁忌は避けられ 錫紵を着した場合、 結局のところ、 召仰の日の議論を除いても、 十八日は道長の衰日、 十九日は三条天皇の 十七日に薨奏、 二日間に縮めて行われたのだが、 便ではないと皮肉っている。 条) と、 日を月に替えて日数を縮めるべきであろうか。

今日可」侍也、 但錫紵令」除給事、 日次不」冝之時、 延及 四个

をとったかたちになった。

十七日、

藤原懐平が消息で

「相撲召仰廿日可」侍云、、

薨奏

縮の前例をつくるしか方法がない事例であった。道長は、

後者

此度二日可二令」除給一也、 \exists (同十七日条)と、伝えてきた。懐平も道長の決定に納得がい 多 ||其例||侍、 但縮二一个日一令」除給事、 以上無一先例一之由上、漏申二左府 未」見」其例 -侍 侍、 而

のないことをする、

前例をつくることに対して拒否感を持って

いたのであろう、「左相國所」奏行「云々、」(同十八日条)と、

後の寛仁

日次

う不安も抱えていたのかも知れない。凶事に関して自分が前例

弥可」縮 を縮めることに納得がいかない実資は、「有よ合」 れ以上、 直す余地はまったくなく、 之有哉 に延長した例はある。 かないのか、 先例がないことを道長に訴えた。 強く言えなかったと実資に伝えてきた。しかし、 (同十七日条) と、「何事かあるであろうか」と、考え |以」日易」月之日數 錫紵を除くことは、 しかし、二日間に縮めた例は未だかって 「強難」申侍」(同十七日条)と、 软、 日次が良くない場合、 頗非 穏便 しかし、道長は |耳、」(同十七日 |縮除 | 之事 | 、 四日間 「何事 日数

> 昭平親王の錫紵は、道長の強い指示で、 これまで前例のな

頗る穏

実資は、 期間を縮めるとい

抵抗感を持っており、良からぬことが起きるかもしれないとい ことに強い抵抗感があった。錫紵を除す当日の十八日になって るという行為と、それを初めて行うのが自分たちであるという 十八日条)と、書いている。 も、「今夜可」令言除給言 者、 縮」日令」除給、 儀制令で決まっている期間を縮め 未聞 |其例|、」(同

宜しい、これなら陰陽道の禁忌に触れないからと提案したが、 が悪く除く日がないので、着したその日のうちに除くのが最も

二年十二月の敦康親王の場合も日次が悪く、安倍吉平が、 道長が行ったことだと、念を押すように書いている。

そ

王の例は、良くない前例として、 この案を否定して、前例が多く有る重日に行っている。 実資の中に留められることと

なった。また、実資が陰陽道の禁忌を避けるということ以上に

る 法令で定められた期間を全うすることを遵守していたといえ 日間に延長して行うことがよいと⑤で行うよう奨励している

きた。 錫紵期間を対象に陰陽道の禁忌に対する実資の考え方を見て 実資は禁忌に触れることを最も重要視していたのだろう

と思っていたのであるが、そうではなく、実資がもっとも気に

とと、法令で定められた期間を全うすることであった かけていたことは、担当する事案には必ず前例があるというこ

実資の錫紵を除く日の重要度を①から順にすると

①期間を縮めること。「儀制令」に定められた期間に違反。

その前例がない。

②御衰日に除くこと。最も忌むべき陰陽道の禁忌

③復日に除くこと。 陰陽道の禁忌。式明親王の例がある。

てしまう前例がある。

④重日に除くこと。

期間を延長しても御衰日や復日にかかっ

が多く有る ⑤期間を延長する。御衰日・復日・重日を避けて行う。 実資は、 後輩たちに前例をしっかり調べて「錫紵四个日除給

有

|両度例 |、尤佳事也、

依:\彼等例\及:\四个日\除給也]

(萬壽

四年十二月七日条)と、御衰日・復日・重日を避けて期間を四

以上、『小右記』に見える事例の検証を行ったが、『小右記

以外に陰陽道の禁忌が影響を及ぼした事例を検証する。 『西宮記』に記載された錫紵期間が延長された事例

宇多天皇の例。 錫紵期間四日間

『西宮記』巻十二裏書太上天皇皇祖母后崩條

· 対象天皇 朱雀天皇。祖父。二等親

· 崩御 承平元年七月十九日

・着した日 承平元年七月二十五日

除いた日 承平元年七月二十八日

延長理由

三日目にあたる七月二十七日が朱雀天皇の衰日

にあたったため一日延長

四日生まれの数え年十歳になったばかり、 り、三日目の七月二十七日は壬子、従って衰日となり、一日延 宇多天皇が崩御した時、 孫の朱雀天皇は、 衰日は子と午とな 延長元年七月二十

前例

長して四日間となった。

『権記』に記載がある着服期間が延長された事例。 この場合

天皇の父母にあたる事例なので十三日間が基本となる

冷泉天皇の例。着服期間十四日間

は、

『権記』寛弘八年十一月二十九日条

対象天皇 三条天皇。実父。一等親

崩御 寬弘八年十月二十四日

葬送日と着した日 寬弘八年十一月十六日

除いた日 寬弘八年十一月二十九日

十三日目の十一月二十八日が復日だったため。

·延長理由

日延長。

『権記』の寛弘八年十一月二十九日条には、「五七日當」昨

然而依 |復日||今日被」行||此御法事|、又主上可」令」除| 三凶服

云々、 要と凶服を除く日であったが、二十八日が復日に当たるため 戌刻云々、」とあり、前日の二十八日が本来の五七日法

る。

過去に災いが起きていなければ、

今回も起こらないという

日延長され翌二十九日に行われた

るなら、 一西宮記と その日を回避して、 『権記』の例でも、日程が陰陽道の禁忌に触れ 一日期間が延長され、四日間、 +

四日間とされた。

まとめ

が、その結果、薨奏を行って錫紵を着す日よりも、 除く日、 凶

錫紵について、『小右記』に記載のある人物の例を見てきた

事ごとが終わる日に重点が置かれていたのではないかと思われ

る。 陰陽家の安倍晴明や安倍吉平を呼び出して、如何にすれば

かを議論しており、 陰陽道の禁忌に触れず安心安全に期間を終えることが出来るの 陰陽家も実資らが納得するような事例を多

に詳しく記載しているからである。 く集めて座に臨み、その議論の内容と過程、結果を『小右記

除いたことで後に災いが起きていないことを確認するためであ

前例を多く集めるのは、期間を延長したことや、

禁忌の日に

としての責務もあるが、陰陽家との意見交換を通して、如何に 確証を得てから執り行うためである。故に、 ある。そこには、無事に凶事を終わらせなければならない官僚 前例が必要なので

すれば無事に儀式を終わらせることが出来るのか、 導きだすことに実資は関心があるのではないかと思われる。 その答えを

今後に向けて

天皇に延長が見られるので、陰陽道の禁忌がいつごろから影響 れたのか検証したい。淳和天皇、光孝天皇といった古い時代の う延長事例があるので、どのような状況下で延長の判断がなさ いては検証できなかった。こちらも、十四日間、十五日間とい ためにイレギュラーが発生した天皇の錫紵事をみてきた。しか 今回は『小右記』に記載のある事例を中心に陰陽道の禁忌の 素服を着す天皇の実父実母の素服期間のイレギュラーにつ

注

を及ぼし始めたのか知るきっかけをつかみたい。

- 1 本家政学会誌』Vol.51 No.4)二〇〇〇年 増田美子「平安時代の葬送装束―素服を中心に―」『日
- 2 儀礼と律令制』吉川弘文館 二〇一五 稲田奈津子「日本古代の服喪と追善」(『日本古代の喪葬
- 3 同右。
- 4 山下克明『平安時代と具注暦』 (臨川書店 二〇一七)

- 5 同右。
- 6 土田直鎮「衰日管見」(『陰陽道叢書・古代』名著出版

九九一)

(7) 山下克明『平安時代と具注暦』(臨川書店 二〇一七)